

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和元年12月27日 福島地方法務局富岡出張所 登記官 田中良樹
記

意見又は資料の提出先

〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
福島地方法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室
電話：024-534-2048

又は

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜554番地7
福島地方法務局富岡出張所
電話：0240-22-3052

